

令和6年度第1回幸手市水道事業審議会 会議録

- 開催日時 令和6年6月20日（木）午後1時30分～午後3時40分
- 会場 水道部会議室
- 会議内容 公開
- 幸手市水道事業審議会委員

所属団体等	氏名	委員区分	会議の出欠
公募	楯 万里子	1号委員	出席
公募	新島 伸枝	1号委員	出席
公募	福島 朱実	1号委員	出席
埼玉県企業局水道企画課副課長	片岡 広成	2号委員	出席
公益社団法人日本水道協会調査部調査課調査係長	笹原 俊一	2号委員	出席
埼玉県行田浄水場場長	代田 義治	2号委員	出席
幸手市区長会会長	出井 保信	3号委員	出席
埼玉みずほ農業協同組合代表理事組合長	遠藤 美行	3号委員	出席
幸手市商工会会長	梨本 松男	3号委員	出席
幸手市商工会工業部会	無量小路 俊宏	3号委員	出席
幸手市連合婦人会会長	森泉 美江子	3号委員	出席
税理士	松澤 美貴子	4号委員	出席

(各号委員のアイウエオ順)

- 1号委員：公募
- 2号委員：知識経験を有する者
- 3号委員：水道使用者
- 4号委員：市長が特に必要と認める者

令和6年度幸手市水道事業審議会事務局名簿

水道部 部長	落合 和典
水道部 水道管理課 課長	神田 敏伸
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	小西 真世
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	菅野 祐貴
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主幹	羽取 美幸
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主査	富樫 亮介
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主任	渡邊 祐二

- 傍聴人 0人

○会議次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 役員選出
- 6 役員あいさつ
- 7 諮問
- 8 議題
  - (1) 幸手市水道事業の変遷と現状について
  - (2) 幸手市水道事業の経営状況について
  - (3) 幸手市水道施設及び水道管について
  - (4) 埼玉県営水道の料金改定に伴う幸手市への影響について
  - (5) 幸手市水道ビジョン及び経営戦略の改訂について
- 9 その他
- 10 閉会（閉会后、第2浄水場の見学）

○会議資料

- ・ 次第
- ・ 資料1 幸手市水道事業審議会委員名簿ならびに事務局名簿
- ・ 資料2 幸手市水道事業審議会条例ならびに規則
- ・ 資料3 議題(1)説明資料
- ・ 資料4 議題(2)説明資料
- ・ 資料5 議題(3)説明資料
- ・ 資料6 議題(4)説明資料
- ・ 資料7 議題(5)説明資料
- ・ 資料8 第2回以降水道事業審議会の日程について

○決定事項 会長・副会長の選出

会長：梨本委員、副会長：笹原委員に決定

1 開会	
事務局	<p>第1回幸手市水道事業審議会の開会を宣言する。</p> <p>委員12名のうち12名の出席により、幸手市水道事業審議会条例第6条第2項の規定を満たし、会議が成立することを報告する。</p> <p>幸手市水道事業審議会規則第5条の規定により、会議は原則公開とし、会議録作成のため、会議を録音・撮影することを説明する。</p>

2 委嘱状交付	
事務局	市長からの委嘱状を交付する。

3 市長あいさつ	
市長	<p>皆様こんにちは。市長の木村純夫です。</p> <p>本日は、ご多用のところ、各委員の皆様には、第1回幸手市水道事業審議会にご参集いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>この審議会につきましては、日頃から市政にご協力をいただいております関係機関及び各種団体並びに公募の方々から12名の方に委員をお願いしたところでございます。</p> <p>委員の就任につきましては、皆様ご快諾をいただき、心から感謝申し上げる次第でございます。</p> <p>さて、本市における水道事業は、昭和36年に供用を開始してから今年で63年目を迎えたところでありますが、近年多発している大規模災害を踏まえた老朽管や老朽化施設の計画的な更新、そして、将来にわたって安定した水道事業の経営をしていくことが重要な課題となっております。</p> <p>これらの課題を解消するには、水道ビジョンをはじめとする指針を、適切に改定していくことが必要であり、水道事業の経営を考えますと、水道使用者である市民の皆様にご負担いただく水道料金に着目しなければならないと考えております。</p> <p>つきましては、委員の皆様におかれましては、この様な現状を踏まえていただいた上で、ご意見を賜りたく存じます。</p> <p>詳細につきましては、この後、事務局より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>結びにあたり、皆様のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げます、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>

4 自己紹介	
事務局	自己紹介を行う。
事務局紹介	
事務局	事務局紹介を行う。

5 役員選出	
委員	事務局に一任いたします。
委員	よろしいと思います。
事務局	事務局案、会長：幸手市商工会会長の梨本委員、副会長：公益社団法人日本水道協会の笹原委員にお願いしたい。
委員	異議なし。
事務局	<p>会長に梨本委員、副会長に笹原委員にお願いすることに、ご承認いただける方は拍手をお願いしたい。</p> <p>会長、副会長を決定。</p> <p>( 座席の移動 )</p>

6 役員あいさつ	
会長	改めましてこんにちは。会長を承りました梨本でございます。 私は、ここの職員すなわち公務員で、この水道管理課に4年弱おりました。しかし33年前になりますので全然わからないかなと思いましたが、資料を見ますと結構懐かしく思い出し、漏水の率が何%あったなとかいうのを思い出しました。この度はよろしくお願ひします。
副会長	改めまして、日本水道協会の笹原と申します。この度、副会長の大役を仰せつかりました。初めに、令和6年能登半島地震では全国から応急給水、応急復旧いただいたところでごさいます、幸手市の水道管理課、また埼玉県におかれましても、多大なご協力、ご理解いただきまして誠に御礼を申し上げます。私も幸手市の水道につきましては不慣れな部分もありますので、皆様と一緒に勉強しながら、精一杯努めさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

7 諮問	
市長	幸手市長が諮問書内容を発言して梨本会長に諮問書を渡す。

市 長 退 席

休 憩

配布資料確認	
事務局	配布資料確認を行う。

8 議題	
事務局	幸手市水道事業審議会条例第6条第1項に基づき、議事を進行する議長を、会長にお願ひする。
会長	それでは審議会条例に基づきまして、議事の進行を務めさせていただきます。 本日の出席者数は12人です。 定足数に達しておりますので、直ちに会議を始めたいと思ひます。 はじめに、会議規則に基づきまして、会議録署名委員の指名をさせていただきます。 お手元の名簿順序に従いまして順番で指名させていただきます。楯委員と新島委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。それでは、次第に基づきまして始めさせていただきます。次第8の議題「(1)幸手市水道事業の変遷と現状について」でございます。それでは事務局からの説明をお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。
事務局	議題(1)幸手市水道事業の変遷と現状について説明する。 1 幸手市水道事業の変遷 2 幸手市水道料金の変遷（基本料金除く） 3 水道水の用途（令和4年度） 4 口径別の件数と水量等（令和4年度）
質疑応答	
会長	ただいまの説明につきまして何かご意見などございますか。せっかく皆さんがおいでになりましたので、1回くらい発言していただきたいので、手を挙げていない人は私から指す場合もありますので、ご理解いただければと思ひます。 また、議題を見ますと、(4)、(5)あたりがビジョンがあるので、そこで疑問点も発生してくるのかなと思ひますので、お考えいただければと思ひます。 今の(1)の変遷と現状については、過去の説明ということでございまして、疑問点が何かあれば、ということでございます。いかがでしょうか。気軽に聞いていただければと思ひますが、それでは松澤さんお願ひいたします。
松澤委員	平成6年4月に水道料金の変遷で最後になっておりますけれども、30年ほど経っておりますが、その間こういうことはせずきたということでもよろしいでしょうか。
事務局	はい、そのとおりでございます。平成6年度は基本料金の改定でしたので、使った量についての改定ではありませんでした。この改定後、数十年経っておりますが、この料金で水道事業の運営を維持してきました。維持してきたというのは、当然ですが必要な工事を行った上で維持ができていたということで、料金の改定は、今までは行う必要はなかった、行う状況ではなかったという考えでございます。

会長	この平成6年は、実際には引下げでしたよね。
事務局	平成6年度の改定につきましては、基本料金のみ引下げになります。口径13mmと20mmの家庭用の引下げが改定のご内容でございました。
会長	その後は、引下げがないということですね。ちなみに、幸手市の人口のピークは平成7年の58,000人ぐらいで、そこがピークの人口で増えてきたというふうな点もあると思います。その後、人口が減ってきたというような経緯があったと想像しているところがございます。他に何かございますでしょうか。それでは次の議題に進めさせていただきます。
事務局	議題(2)幸手市水道事業の経営状況について説明する。 1 給水人口の推移 2 水道料金収入の推移 3 供給単価と給水原価 4 企業債について
質疑応答	
会長	それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問があれば挙手の上、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。
笹原委員	水道料金収入の推移について、令和2年度に営業収益が著しく落ちています。令和3年度に盛り返して、令和4年度にまた下がっています。おそらく、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で水道料金を減免されているので、令和3年度が増え、また令和4年度は下がっている点をご説明いただければと思います。
事務局	令和2年度、同じく令和4年度につきましても、水道料金の基本料金を新型コロナウイルスに関連する減免をいたしました関係で、水道料金の収入としては計上されなかったもので、当時の水道料金収入の減少につながっているといった結果がございました。
笹原委員	令和3年度の営業収益の増加の理由はどのようなものでしょうか。
事務局	令和3年度営業収益が増加している理由としまして、令和3年度は浄水場の配水量が令和2年度よりも増加しております。近年の動向として、配水量は減少傾向にありましたが、令和3年度においては、予測という形ではございますが、新型コロナウイルスの反動という形で配水量が一時的に伸びました。その影響もあり、営業収益が盛り返してこういった形になったのではないかと考えております。
無量小路委員	給水原価の構成といったものはあるのでしょうか。
事務局	給水原価を求めるにあたって、割り算でこの原価を求めるのですが、割り算ということは、分子と分母になります。分母になるのは、1年間の総有収水量、要するに料金を取れる水をどれだけ配水したか、その配水量が分母になります。 分子は、総費用から、例えば幸手市が行わなくてよい事業を代わりに行ったりした際の受託工事費といった特別な収入を除きます。さらには長期前受金戻入というものがあります。例えますと、大きな工事をするときに、その年度に国庫金などから、1億円の補助があったとします。その国庫金はその年度で経理はしますが、それを後年度に分散して、その工事の種類が例えば15年間の耐用年数があった場合、1億円を15に分割して毎年収益化していくということが必要になります。そういったものが長期前受金戻入であり、特別な収入として費用から除いたものを分子とし、年間の水道料金を取れる配水量で割ったものが、この給水原価というものになります。
会長	大体の正確の数値だと分かっていたと思います。減価償却費も入っていますね。実際のお金で物を売る人は若干違ったりする部分もあるんで、作られてしまう数字かと思いますが、そのあたりはご理解いただければと思います。
事務局	議題(3)幸手市水道施設及び水道管について 1 幸手市の浄水場について 2 幸手市の水について 3 浄水場施設の維持管理について 4 浄水場施設の耐震状況について 5 水道管について (主要配管図、布設年度別管路延長、基幹管路の耐震化状況(令和4年度末)、石綿セメント管を通過した水道水の健康影響等)

質疑応答	
会長	それでは、ただいまの説明につきまして何か質問あるいはご意見ございますでしょうか。ちなみに昭和61年から工事があったようですが、それから40年近くということですね。それでは楯委員お願いします。
楯委員	最近テレビで地下水について、PFOSという毒性のある物質について報道されてると思うんですが、幸手の井戸水についてそういった点で安全なのかと思ったのですが。
事務局	PFOS、PFOAのことですが、まず、幸手市においては、年1回検査を実施してございます。時期としては8月で、令和2年度からPFOS、PFOAの検査を実施しておりまして、検査している場所は、第1浄水場と第2浄水場の一番末端の給水栓と呼ばれているところで検査しております。 検査結果に関しては基準値以下で、数値は出てございません。ですので、報道でいろいろ話題になってると認識しておりますが、幸手市においてはPFOS、PFOAは検出されていないということで安全性を保たれていると捉えていただければと思います。
出井委員	幸手市の水について、井戸で深井戸は200mの地下から取水してるんですか。この井戸水が3割、7割は行田浄水場から取水していて、単価的にはどうなんですか。
事務局	地下水と井戸水の単価ですが、井戸水の方が単価が安くはなっています。しかしながら、例えば、電気代等は当然単価には計算されますが、そういった電気代等は、県水と井戸水の区別が非常に難しく、今回は過去において、地下水と県水と比較して地下水の方が低いと申し上げておりますが、それはあくまでも減価償却や電気代の影響があります。例えば、減価償却費の内容で、更新工事をすれば次年度以降の減価償却費に加算されますし、一概には言えないところです。しかしながら、幸手市水道事業の認識としては、地下水の方は単価は安いとは考えてございます。
出井委員	ただですね、地下水の地盤沈下という問題も出てくる。
事務局	おっしゃるとおりです。
会長	ありがとうございます。補足は代田委員、よろしいですか。
代田委員	単価については、先程おっしゃられたように、井戸水そのものはタダだと思います。それで、かかる電気代、薬品代、人件費、施設の修繕等も費用がかかりますので、そこまで変わらないかもしれないですね。県の方も川の水を取っていますので、その原価は水源負担金等いろいろありますが、タダではないので、また薬品費、動力費、あとは施設の修繕費、工事費が入ってきますので、それなりにお金がかかっています。
会長	そうですね、川の水はタダじゃなく買ってるということで、作ればお金がかかっていることの話だということですね。
事務局	議題(4)埼玉県営水道の料金改定に伴う幸手市への影響について 1 埼玉県水道料金の単価推移 2 近年の埼玉県水道の受水量と受水費 3 埼玉県水道料金改定の理由 4 料金改定の時期と期間 5 埼玉県水道料金改定方針 6 検討されている埼玉県水道料金 7 埼玉県水道料金が改定された場合の影響
質疑応答	
会長	質問あるいはご意見、県水道の関係などございますか。
片岡委員	県水につきましては、料金は県議会で条例として可決されて初めて、達成できるものです。今は検討段階ですが、検討するにあたっては、県水の購入団体というのは、埼玉県内で秩父地方を除いて55団体あるんですが、その55団体と議論しながら、いろいろ情報交換しながら話を進めているところです。 まず、この料金の算定をするにあたって、算定期間も定めるのですが、県の場合には4年間で定めています。大体他の水道事業体も、3～5年の間で経営計画を見極めてその間に経営がうまくいくかどうかというのをいろいろシミュレーションしながら、アセスメントというものが、県としてはやはり近年の維持管理費の増加や、世界情勢によって、これほど電気代が急に上がるってところはなかなか予測不可能でございました。ただその中で、どうやって順調に経営をしていくかというところで、いろいろ受水団体と議論しながら進めているところでございます。私が考えているのが、幸手市さんの算定期間がどれくらいなのかまだ伺っていませんが、その間の県水受水費を含めて、要するに維持管理費がどれくらいになっていくのか、修繕費がどれくらいになっていくのかというのを、よく算定しながら、順調に経営がいくように、その料金の改定の必要性について、皆さんと検討を進められたらよいと考えています。

事務局	議題(5)幸手市水道ビジョン及び経営戦略の改訂について 1 「経営戦略」の改定推進について
質疑応答	
会長	なかなか難しい内容の説明だったと思いますが、最初の説明の中にありましたとおり、総務省の公営企業課長からのお願いということですね。それでもって経営戦略を考えてくださいとの説明でございました。それに基づいて今日も含めた内容となっています。 全体を通してでもかまいませんが、新島さんいかがでしょうか。
新島委員	議題(2)の資料4ですね。水道料金収入の推移というグラフの中で、先ほど、令和元年度から令和4年度まで、営業収益が急激に上がったたり下がったりしたのは、新型コロナウイルスの影響かなとおっしゃったと思うんですけども、それに対して、供給単価が令和元年度から令和4年度まで1年ごとに結構急な上がり下がりをしてはいますが、これはリンクしているのでしょうか。
会長	供給単価が令和2年と3年で、2年がかなり少なくなっているという点かと思うのですが、事務局、どうぞお願いいたします。
事務局	確かにリンクしておりまして、急激に下がった要因としましては、先ほど申し上げましたとおり、計算の算定式がございまして、そこに給水収益が計算の算定の中に含まれてございます。減免によりまして、その収益自体が減少しておりますので、それに伴ってリンクして供給の単価自体も下がってしまった、そのような経緯がございまして。
会長	福島委員はいかがでしょう。
福島委員	お話を伺いまして、仕組みなどわからないことはありますが、やはり、県からの費用が上がることに伴って、水道の費用が上がっていかざるを得ないというようなことがあるとすれば、水道水を購入する側としては、急に上がるよりも、その状況を理解していれば、人から理解はもらえるんじゃないかと思えますし、いろいろな面で早めに知らせるのは、必要だと思います。私は説明を聞いて理解できました。
会長	それでは遠藤さんお願いします。
遠藤委員	いろいろ勉強になりました、ありがとうございました。毎日美味しく水道水をいただいているのですが、今日は県水と井戸水をブレンドしていることがわかりました。 少し残念ですが、私は幸手市じゃない住民で、幸手市ではない水道水を毎日使っているのですが、幸手市の水道水は冗談無しで美味しい感じがします。県水と井戸水の配分は各近隣の市町村で違うのでしょうか。
片岡委員	県水受水団体の55団体でどの程度県水を受けているかというのは、それぞれの事情があります。100%近いところもあれば、逆にあまり県水を買っていない団体もあります。それぞれ団体ごとの事情がありますので、一概には言えないんですけども、例えば、さいたま市は9割以上が県水というところもあります。比較的、県の北の方で人口密度が低いところで、後から県水の供給を受けるようになったところは、比較的県水を受ける割合が低いといった傾向があります。それによって県水が仮に料金改定を行うとすれば、影響は団体によって様々あるだろうと思います。
代田委員	少し補足します。県水の受水率がありまして、県水のみを供給している団体は県の南が多い傾向にあります。先程言った県水100%のところもありまして、井戸の維持管理が大変ということで県水100%ということもあります。
事務局	先程の補足を説明させていただきたいのですが、近隣自治体で把握しているものと、杉戸町が県水9割、地下水1割、久喜市も県水9割、地下水1割でございます。
会長	森泉さんいかがですか。
森泉委員	皆さんの意見を聞いて、わからないこともあるので、これから皆さんと一緒に勉強していきたいと思えます。

会長	水道使用者として無量小路さんいかがでしょうか。
無量小路委員	勉強になりました。ありがとうございました。
会長	笹原委員、全体として補足等何かございますか。
笹原委員	資料7の総務省の通知が難しい内容ですが、国としても当然に水道料金の改定を行っていくことと並行して、事業の効率化として、例えば、広域化や民間の活用ですね。この2本柱で、事業効率化の手段として、こういったことをやっているというところではあります。簡単に広域化、広域連携の取り組み、民間活用の取り組みについて、ご説明いただければと思いますが。
事務局	<p>広域化ですが、現在、埼玉県が各ブロックごとに広域化のグループを作りまして、その中で検討しているという事実がございます。一方において、それは検討をしているというところの中で、実際に広域化が実現されているかということ、されていないということも事実であります。</p> <p>次に、事業の効率化ですが、業務委託など様々なものがありますが、経費の節減についても様々なものがありますが、基本的に地方公共団体は何か業務を委託をするにしても、工事を発注するにしても入札ということを行わなくてはけません。一番安価な金額を提示したところと契約しますというのが大前提になりますので、そういった形で経費の節減というか、価格の競争をした上で安いところでしたらしっかりした工事をしてもらう。あるいは、しっかりした業務を行ってもらうということを念頭に事務を進めておりますので、そういったところについては、経費の節減につながっていると認識しています。</p> <p>実際に広域化といっても、やはり、5団体6団体の広域化というのも非常に難しいと思います。維持している施設も違いますので、難しいとは思いますが、これは埼玉県がイニシアティブを取ってやっていただいているのもありますので、積極的に会議の中で幸手市の現状等を言っていければ、そういった広域化を目指せばというふうにご考えてございます。よろしく願いいたします。</p>
榎委員	広域化というのは、どういうものなのですか。
事務局	例えば、今、幸手市は幸手市だけで水道事業を営んでいます。久喜市は久喜市だけで水道事業を営んでいます。こういったところが合わせて一つの制度の中で運用をしていくという言い方がわかりやすいかなと思います。一緒になって、一つの料金で運営していく、要するにスケールメリットを生かそうというところもあります。スケールメリットを生かそうというところの視点に広域化を進めることも一つの方策です。ですので、複数の市役所が一つの事業を一緒になって行うというように考えていただければよろしいのかなと思います。
会長	そうですね。スケールメリットはあるはずなんですけど、技術的な部分もたくさんあるんですけど、今は、越谷・松伏が一つになってますよね。あと、桶川・北本が一つの事業団になります。
代田委員	坂戸・鶴ヶ島もですね。
会長	昔は、大宮と与野で県南水道事業団として独立していましたが、合併して今は、さいたま市水道部になっていますね。 では、最後に出井委員いかがでしょうか。
出井委員	本当に勉強になりました。水の知識が本当に薄かったなって思いました。今回、この資料を見せてもらって、もっと水道に対する関心を持つようになりました。
会長	それでは、よろしいですか。全部終わったということで司会、議長を終わらせていただきます。事務局へ進行を戻します。
9 その他	
事務局	次第のその他でございますが、会議録の署名、ホームページへの掲載、今後のスケジュールについて事務局から説明いたします。

事務局	<p>それでは初めに、会議録の署名とホームページへの掲載についてでございます。幸手市水道事業審議会規則第3条第2項の規定により、会議録は、会長及び会長の指名する委員2人が署名しなければならないとされておりますので、各回の審議終了後に事務局が作成いたしました議事録案に委員名簿で上から順番にお2人ずつ署名をお願いしたいと思います。</p> <p>また、使用した資料と会議録につきましては、ホームページに掲載させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、今後のスケジュールについてお知らせいたします。第2回審議会は令和6年8月5日(月)午後1時半に本日より同じこちらの会場で開催を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。開催通知につきましては、開催日の2週間程度前に改めて郵送させていただきます。ご都合により欠席される場合は、お手数ですが、あらかじめ事務局までご一報をお願いいたします。</p>
-----	---

10 閉会	
事務局	<p>それでは長時間にわたり、皆様、ご議論ありがとうございました。これをもちまして第1回幸手市水道事業審議会を終了させていただきます。</p> <p>この後、15分程度ですが、浄水場内を一周しながら、先程のろ過機や着水井などを説明をさせていただければと思います。よろしくをお願いいたします。</p>

署 名

令和6年7月1日

審議会会長 梨本 松男  
 審議会委員 楯 万里子  
 審議会委員 新島 伸枝